被災者生活再建支援法 成立から10年

私財への税金投入 どう考えますか。

被災者支援法を巡っては、私有財産（住宅）への税金投入の是非のほか、将来の巨大災害に向けた財源確保の可否、住宅耐震化など自助努力との兼ね合いなど賛否両論がある。旧国土庁の検討委員会や内閣府の検討会で発言を続けてきた室崎益輝・関西学院大災害復興制度研究所長と、田近栄治・一橋大国際・公共政策大学院教授の2人に聞いた。【川口裕之、中尾卓英、写真も】

関西学院大災害復興制度研究所長
室崎　益輝氏

支援金は自立再建促す

阪神大震災では仮設住宅や公営住宅を大量に造ったが、孤独死が相次いだ。そうした苦悩から、市民やボランティアが住宅再建への公的支援を求める声を上げ、国会議員や全国知事会などを巻き込んだ国民運動となった。今回の法改正も「ねじれ国会」の産物ではない。各被災地の市民運動がベースにある。

大災害が起きれば財政が破綻（はたん）するという指摘がある。首都直下地震では、80万棟以上が全壊し、2兆8000億円以上の支援金が必要とされる。しかし、都道府県の基金（600億円）で払えなくても、公費で賄えない額ではない。また、支援金を支給することで自力再建が促され、大量の仮設住宅や公営住宅を作るよりも出費は少なくなる。トータルコストをどう配分するかの問題だ。

多くの命を失わないため、耐震補強や防火対策をさらに進める必要がある。結果、被害戸数も減り、支援金支給額も抑えられる。

支援制度が充実すると、耐震補強や地震保険加入などの自助努力をしなくなるという意見がある。しかし、耐震補強しなければ命を落とすかもしれない。命を担保に300万円をもらおうという人はいない。耐震補強と住宅再建支援は車の両輪。両方をうまく進めることが重要だ。

耐震補強などの「自助」と住宅再建支援の「公助」に「共助」が加わり、完成したシステムになる。義援金は災害ごとに額が多かったり少なかったりで不平等がある。兵庫県の共済制度は義援金の前払いシステムで、住宅が壊れた人を助けようという「共助」の仕組み。非常に高いレベルの市民運動だ。

今回の法改正で住宅本体に公費が使えるようになった。しかし、課題は残る。財政破綻論や、耐震補強をしなくなるといったモラルハザードを克服すること。共済制度を全国に普及すること。財務省は「私有財産に税金は投入できない」との主張を変えたわけではない。各被災地の責任は、ますます高まっている。

むろさき・よしてる　京都大大学院修了。神戸大都市安全研究センター教授、消防研究センター所長などを経て現職。63歳。

一橋大国際・公共政策大学院教授
田近　栄治氏

災害時、国の財政混乱も

まず、大災害に際して、国が背負うべきリスクは何かから議論を始めるべきだ。想定される首都直下地震を考えた場合、国の優先課題は、首都機能の早期回復と高齢者ら災害弱者の支援だ。住宅耐震化など、被害を最小にする事前の備えも必要。これらは阪神大震災で学んだ大切な教訓である。

今回の改正法は「ねじれ国会」のため、十分な審議もなく決まったが、国が負うべきリスクを議論していない。例えば、耐震化を前提とせず、全壊すれば300万円支給されることになった。首都直下地震では約2兆8000億円を超える財政負担が生じるとされている。国は負担に耐えられるのか。むしろ災害時に大混乱を引き起こす可能性が出てきた。

日本の財政を考えた場合、原則を明確にせず、あっちにもこっちにもお金をかけることはできない。災害時にかかる費用の想定額を国民に明示すべきだ。例えば、国は首都機能回復と高齢者ら支援のリスクを背負う。だから「個人住宅は耐震化など事前の備えをしてください。していたかどうかで支援に差がつきます」と訴えるべきだった。要は自助努力を誘導する制度にしなければならなかった。多くの防災専門家も言っていることだ。

鳥取県西部地震（00年）では、集落を維持するため、県が独自に住宅再建に最高300万円を支援した。だが、地域支援対策と国の存亡にかかわる首都直下地震では数十億円と数兆円の単位で規模が違う。小規模、地域的な災害は、都道府県が独自に対応すべきだ。支援法で全国共通ルールにすべきではない。

被災者支援の今後の課題は、現物支給に重点を置いた災害救助法の見直しだ。例えば、所得要件などを設けて、被災者に一定額を渡す。どう使うかは自由とし、災害後どこに住んでもよいことにする。仮設住宅に入居するなら家賃を払ってもらう。地域への特別な支援が必要なら、国の制度ではなく、地方が独自に取り組むべきだ。

たぢか・えいじ　ミネソタ大大学院修了。一橋大大学院経済学研究科長などを経て現職。財政制度等審議会委員。58歳。